平成２４年（フ）第１０１４号
さいたま市南区南浦和２丁目29番１号　サンハイツ401号
破産者　長谷川一美
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３９号
札幌市中央区大通東10丁目15番地48　ハウスオブリザ大通サウスステージ406号
破産者　川名　政美
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１８号
札幌市中央区南19条西８丁目１番15―506号
破産者　佐々木貢哉
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２４号
札幌市手稲区前田１条２丁目７番21号
破産者　住谷　亮誘
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５３号
茨城県高萩市大字高萩44番地の１　高萩パークハイツ107、開始決定時の住所茨城県高萩市大和町２丁目38番地
破産者　箕輪　勝征
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１７９０号
さいたま市北区吉野町１丁目409番地17
破産者　北沢　尚男
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８３号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町６番３号
破産者　金子　武司
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５９号
山梨県甲府市増坪町111番地３　ＳＵＮきららＹ　Ｃ棟101号
破産者　野澤　徳樹
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３７号
大阪市東成区大今里１丁目２番７号
破産者　小川　昌伸
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０２号
大阪府東大阪市若江北町３丁目14番13号
破産者　北岡　一美
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９７号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番７―601号
破産者　梅本　明男
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９３号
大阪府東大阪市若江東町５丁目３番19号
破産者　田中　高夫
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２５号
大阪市西区九条１丁目６番20―202号、前住所大阪市西区南堀江３丁目11番18―201号
破産者　**檜**崎　恒生
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９４９号
大阪府高槻市沢良木町13番４号、事業所所在地大阪府高槻市真上町１―１―18
破産者　たこやきゆきちゃんこと　平野　紀彦
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９７７号
大阪市阿倍野区美章園１―５―４　ヴェルジュ阿倍野202、住民票上の住所大阪市阿倍野区美章園１丁目５番４号　ウィステリア阿倍野602号
破産者　藤田　　正
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０３号
大阪府吹田市千里丘中47番17―313号
破産者　梶川喜代子
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８００号
大阪市住吉区長居西１丁目９番８号　キミハウス201号、開始決定時の住所堺市西区浜寺石津町西５丁11番24―１号
破産者　岩城　英雄
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２６６号
大阪府大阪狭山市半田５丁目233番地の１
破産者　岡﨑　生而
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係